

大館市森林整備計画書(素案)

第二次変更計画（令和7年3月）

【計画期間】

令和5年4月1日～令和15年3月31日



変更事項及び理由

全国森林計画の策定に伴い、米代川地域森林計画が変更されたため、必要な事項を反映

森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する方針
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 第8 その他森林の整備の方法に関し必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

その他森林の整備のために必要な事項

- 7 その他必要な事項

別表3 基幹路網の整備計画

- ・路線の新設

重点施策

前計画の実績・・・・・・・・・・・・・・・・	1
「大館市森林整備計画」における重点施策・・・・・・・・	3
（重点施策１） 林業の成長産業化・・・・・・・・	4
（重点施策２） 再造林の推進・・・・・・・・	5
（重点施策３） 路網の整備・・・・・・・・	7
（重点施策４） 市産材活用推進のための木材安定供給体制の構築・・	8
（重点施策５） 森林経営管理制度の推進・・・・・・・・	9
（重点施策６） スマート林業の推進・・・・・・・・	10
（重点施策７） ゼロカーボンシティの推進・・・・・・・・	11
（重点施策８） 森林認証の取り組み拡大・・・・・・・・	12

伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・	13
2 林業成長産業化に関する事項・・・・・・・・	15
3 森林整備の基本方針・・・・・・・・	16
4 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・	20



森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・ 2 1
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・ 2 7
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・ 3 0
- 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2



第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・ 3 8
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する方針

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大をするための
方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・ 4 0
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・ 4 1
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・ 4 2
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・ 4 2
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・ 4 4
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4



第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・ 4 6
- 3 作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・ 5 0
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・ 5 2
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3

森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・ 5 4
- 2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 4



第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・ 5 5
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）・・・・・・・・ 5 6
- 3 林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・ 5 6
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・ 5 6
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 5 7

森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域・・・・・・・・・・ 6 1
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、その他の施業の方法に関する事項・・・・・・・・・・ 6 2
- 3 保健機能森林の区域内の森林保健施設の整備に関する事項・・・・ 6 2
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 6 2

その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・ 6 3
- 2 生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・ 6 3
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・ 6 3



- 目 次 -

4	森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・	6 6
5	住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・	6 8
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・	6 8
7	その他必要な事項・・・・・・・・・・	6 9

- ・別表 1 公益的機能別施業森林等の区域
- ・別表 2 公益的機能別施業森林等の区域のうち、施業の区分を特定すべき森林の区域
- ・別表 3 基幹路網の整備計画
- ・別表 4 造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うべき区域
- ・参考資料
- ・用語の解説



変更なし

- ・ 重点施策
- ・ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
- ・ 森林の整備に関する事項
 - 第1 1, 3
 - 第2 2 ~ 5
 - 第3、4
 - 第5 2 ~ 5
 - 第6
 - 第7 1, 3, 4
 - 第8 2, 4
- ・ 森林の保護に関する事項
- ・ 森林の保健機能の増進に関する事項
- ・ 別表1
- ・ 別表2
- ・ 別表4
- ・ 参考資料
- ・ 用語の解説

森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して、次のとおりとする。

地域 \ 樹種	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
市全域	50年	40年	40年	35年	50年	60年	25年

注）なお、標準伐期齢は主伐の時期に関する指標として定めるものであり、森林の伐採を促すものではない。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられる。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐にあたっては「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとする。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

施業の区分	標準的な方法													
育成単層林施業	主伐にあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、少なくとも20ha毎に保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。 また、林地の保全、雪崩・落石等の防止、寒風害等被害の防止及び風致の維持等のための必要がある場合は、溪流付近や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和に配慮し、木材資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して多様化及び長伐期化を図るものとする。 【主伐時期の目安】 <table><tr><th>樹種</th><th>生産目標</th><th>胸高直径（cm）</th></tr><tr><td rowspan="3">スギ</td><td>芯持ち柱材</td><td>20</td></tr><tr><td>一般建築材</td><td>26</td></tr><tr><td>芯去り柱材</td><td>34</td></tr><tr><td>マツ</td><td>一般建築材</td><td>26</td></tr></table> 伐採跡地については、ぼう芽更新による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。 また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等	樹種	生産目標	胸高直径（cm）	スギ	芯持ち柱材	20	一般建築材	26	芯去り柱材	34	マツ	一般建築材	26
樹種	生産目標	胸高直径（cm）												
スギ	芯持ち柱材	20												
	一般建築材	26												
	芯去り柱材	34												
マツ	一般建築材	26												

育成単層林施業	を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うものとする。 皆伐後、かき起こし・刈払い等により、天然更新を行う場合には、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため10月から4月の間に伐採を行うものとする。 なお、更新の状況を考慮し、必要に応じて植込み又は更新補助作業を行うこととします。
育成複層林施業 気候・地形・土壌等自然的条件、林業技術体系からみて人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層が構成され、かつ、森林の諸機能の維持増進が期待される森林について実施する	主伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種・林分構成等を勘案して行うものとする。 また、自然条件、下木の生育条件を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採にあたっては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適切な繰返し期間で行い、伐採率はおおむね30～50%（本数率）を基準とする。 スギを主体とする育成複層林施業を行う場合は、当面は常時複層林の二段林施業によるものとし、造成にあたっては、当該森林の林分が標準伐期齢に達した森林について主伐を実施して植栽するものとする。 なお、造成後の上層木の主伐の実施にあたっては、下層木に損傷を与えないよう伐採方法に留意するとともに、主伐後速やかに植栽するものとする。
天然生林施業 天然力の活用により、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が期待される森林について実施する	皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所についてモザイク状に配置する等分散に配慮するものとする。 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰返し期間で行い、伐採率はおおむね30～50%（本数率）を基準とする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林は適地適木を旨とし、立地条件や既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を選定するものとする。

なお、次の樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等に相談し、適切な樹種を選択することとする。

また、コンテナ苗・大苗を導入した低コスト施業と食害対策に優れた苗木や特定苗木(エリートツリー)など成長に優れた苗木、**花粉症発生源対策の加速化を図るため少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の利活用に努めることとする。**

区 分	樹 種 名
針 葉 樹	スギ、アカマツ、クロマツ、カラムツ等
広 葉 樹	ケヤキ、キハダ、イヌエンジュ等 (将来林分において高木となりうる有用樹)

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の植栽本数等は、施業の効率性や地位等の立地条件、生産材の目標、伐期等を勘案し、次のとおりとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
スギ	疎密度仕立て(収量比数0.5)	1,500~2,100
	疎~中庸密度仕立て(収量比数0.6)	2,101~2,500
	中庸密度仕立て(収量比数0.7)	2,501~3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然条件を考慮して定めるものとする。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、上層木の植栽時の本数等を勘案して、植栽本数を決定することとするが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとする。

イ その他人工造林の方法

地拵えについては、雑かん木、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は筋状に集積するか、又は植栽地外に集積する。

植付けについては、植栽時期を春又は秋植えとするとともに、極力乾燥時期を避ける。全刈地拵えの場合は正方形植を原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って筋を通して植え付ける。必要に応じ植え穴を大きくし丁寧植えを行う等、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行う。また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林一貫作業システム、低密度植栽の導入に努める。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、森林の所有構造が小規模であること、所有者の高齢化が進んでいること、林業採算性の低下など森林所有者の林業への関心が低下していることから、森林所有者のみでは適切な森林施業の実施が困難となってきた。そのため、意欲のある森林所有者や森林組合等へ森林施業の委託を進めるとともに、長期の森林経営委託への転換を促進し、森林経営の規模を拡大することとする。森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどした、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した情報の公開を促進し、面的な集約を進めることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等へ対し、長期の施業の委託等森林経営の委託の働きかけや情報提供などの普及啓発活動を行うこととする。

また、森林経営の委託を担う森林組合等の事業体を育成又は支援するとともに、施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の委託等に必要な情報を提供することとする。



広報おおだてへの掲載



座談会の実施

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が長期の森林経営を委託する場合は、「森林経営委託契約書」等に基づき委託することとする。

委託期間は5年以上の期間を定め、委託事項は森林施業の実施とともに立木の処分、森林の保護等についても委託の内容として記載する。

森林の整備に関する事項

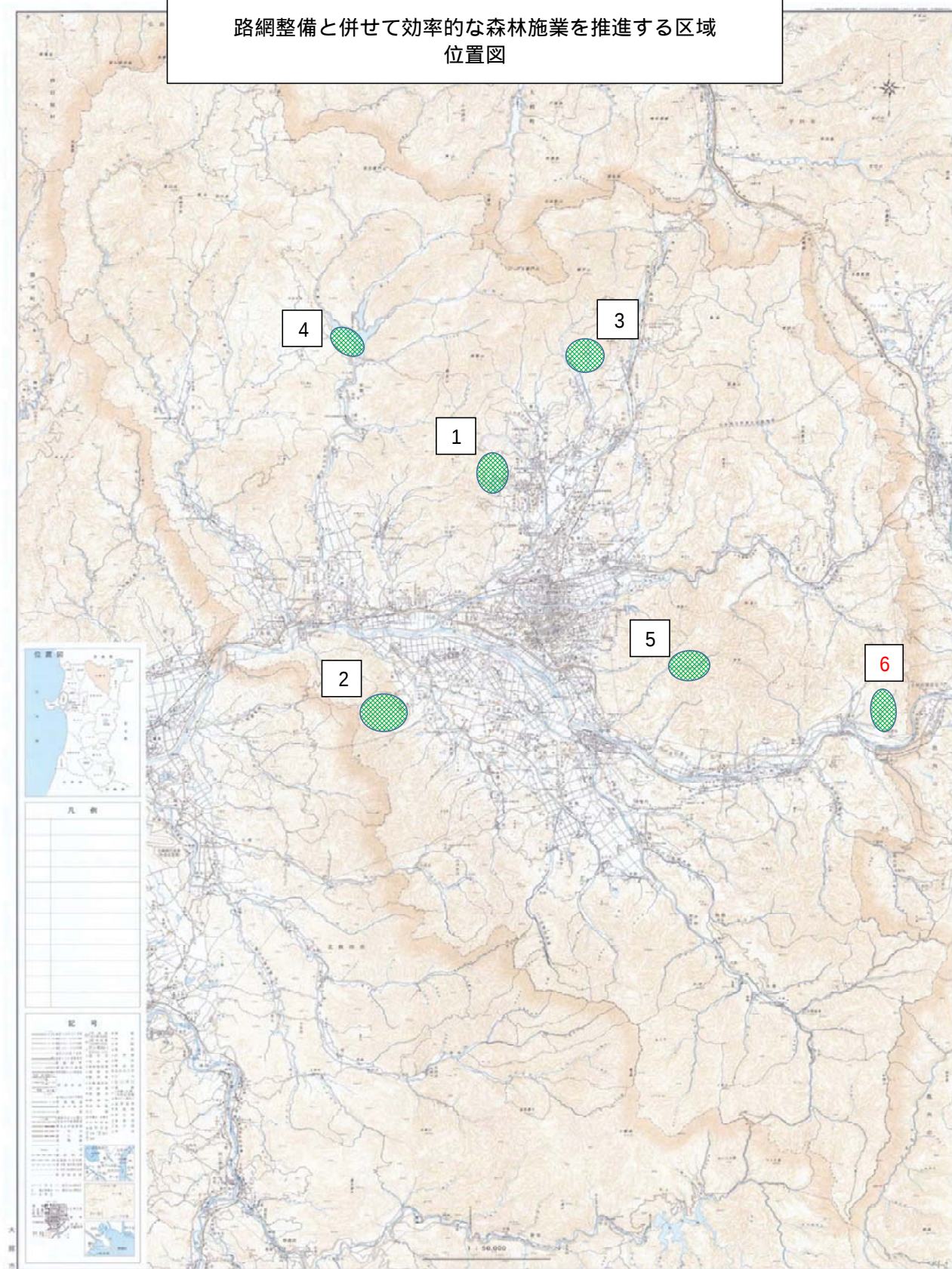
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて森林施業を推進する区域は次のとおりとする。

○計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等 推進区域	面積 (h a)	開設予定 路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
姥 沢	78	滝ノ沢線	1,000	1	
大 披	230	大沢線	1,000	2	
数 馬	54	数馬線	1,000	3	
大川目元渡	152	大川目元渡線	3,000	4	
山 館	117	山館線	1,000	5	
葛 原	131	沼田線	1,500	6	

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域
位置図



<地図：出典国土地理院>

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

教育機関や職業訓練・紹介機関との情報共有と連携により、若者や求職者への林業の関心を高め、林業就業者及び林業後継者の育成のため、林業の技術や知識の取得を図る若者を育成する「秋田林業大学校」を活用する。

また、地域と密接な関わりのある森林管理を地域協力活動に位置づけ、地域おこし協力隊制度などの外部（特に都市圏域）で林業に関心を持つ方の本市への定着と林業人材育成に取り組む。

（１）林業労働者の確保

林業労働者の確保に向け、就労環境の改善に必要な施設を整備するとともに、通年雇用や社会保険への加入等就労条件の改善に努める。このため、林業労働力対策基金や森林整備担い手育成事業等各種助成制度を活用した雇用の定着や労働条件の改善を図ることで、安心して働ける環境づくりの実現と林業従事者の確保に努める。

また、新規参入者のための技術養成研修等各種研修への参加の促進や「大館市資格取得支援事業」の活用による各種資格の取得を支援することとする。

さらに、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組む。

（２）林業後継者等の育成

森林組合青壮年部、行政組織における林務担当者、そして林業後継者等による自主的なグループ活動を積極的に支援、推進し、小・中・高校生等を対象とした森林・林業の普及活動等を開催し、林業への関心を高めるよう努めるものとする。

（３）林業事業体の体質強化方策

経営方針を明確化し、生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、新たな担い手組織の設立への支援を行う。林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むことで事業体の体質強化を図るものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

地域の地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少に資する高性能林業機械の導入を図ることとする。

また、傾斜等の自然条件、路網整備状況、森林施業の集約化状況に応じた作業システム、効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制について積極的に取り組むこととする。

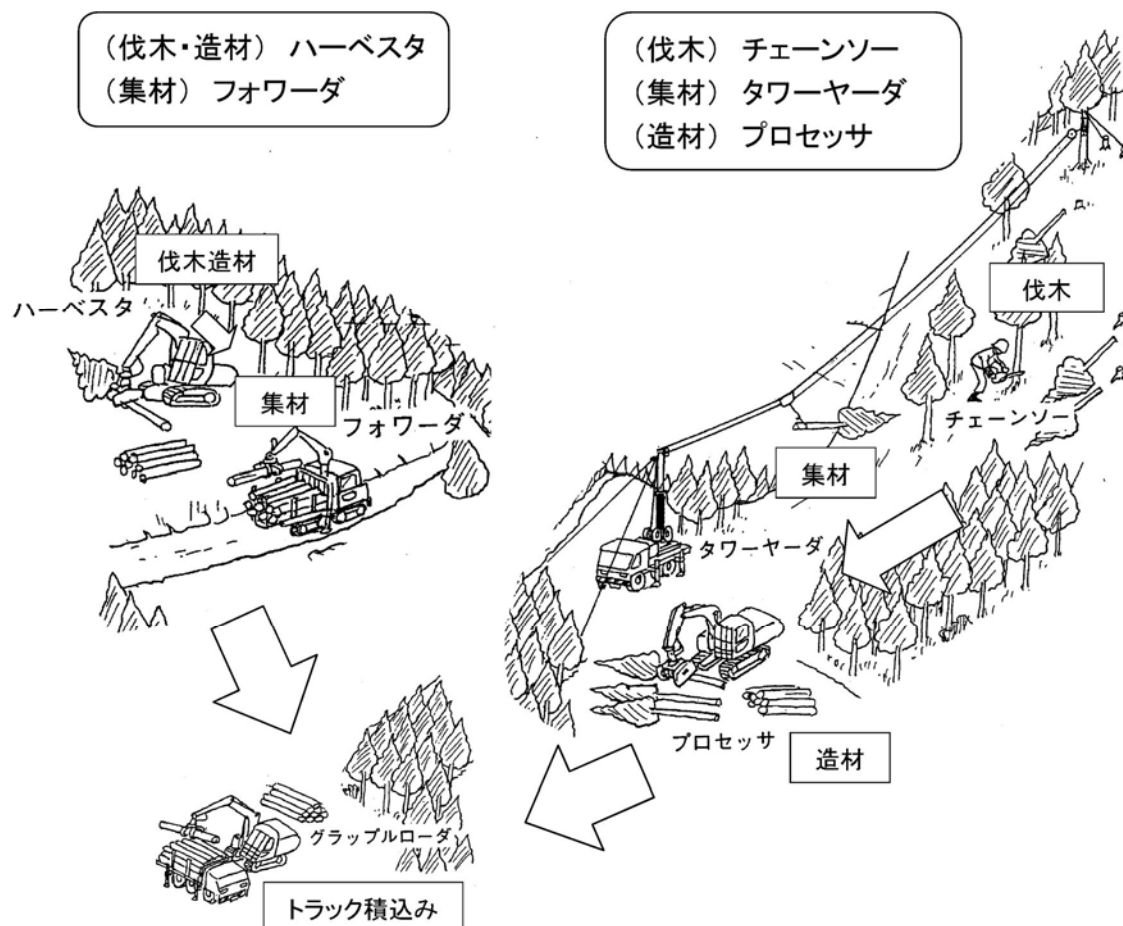
さらに、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた

低コストで効率的な作業システムの導入とその普及及び定着を推進する。

○高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分	現 状（参考）
伐倒 造材 集材 搬出	緩傾斜地 (0°～15°) 〔伐木〕〔集材〕〔搬出〕 チェーンソー → グラップル → キャリア
	中傾斜地 (15°～30°) 〔伐木〕〔集材〕〔搬出〕 チェーンソー → グラップル → キャリア
	急傾斜地 (30°～35°) 〔伐木〕〔集材〕〔造材〕〔搬出〕 チェーンソー → グラップル → チェンソー → キャリア
	急峻地 (35°～) 〔伐木〕〔集材〕〔造材〕〔搬出〕 チェーンソー → グラップル → チェンソー → キャリア
造林 保育	地拵え 人力・刈払機・チェーンソー
	下刈 人力・刈払機
	除伐 人力・刈払機・チェーンソー
	枝打ち 人力

将 来			
車両系	〔伐木・造材〕 ハーベスタ →	〔搬出〕 フォワーダ	
車両系	〔伐木・造材〕 ハーベスタ →	〔搬出〕 フォワーダ	
架線系	〔伐木〕〔集材〕〔造材〕〔搬出〕 チェーンソー → スイングヤーダ → プロセッサ →	フォワーダ	
車両系	〔伐木〕〔造材〕〔搬出〕 チェーンソー → プロセッサ →	フォワーダ	
架線系	〔伐木〕〔集材〕〔造材〕〔搬出〕 チェーンソー → スイングヤーダ → プロセッサ →	フォワーダ	
架線系	〔伐木〕〔集材〕〔造材〕〔搬出〕 チェーンソー → タワーヤーダ → プロセッサ →	フォワーダ	
地拵え	地拵え作業機・グラップル		
下刈	下刈作業機		
除伐	人力・刈払機・チェーンソー		
枝打ち	枝打機		



< 一貫作業システムのイメージ（出典：林野庁資料） >

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

森林所有者、素材生産業者、木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設整備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大等を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに則した品質や強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備の促進に努めることとする。

また、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続きが適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木製品の利用と普及について、関係者一体となって推進することとする。

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年法律第４８号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

平成２８年４月に施行した「秋田県木材利用促進条例」及び「第２期木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、地域材利用の促進や地域材製品の需要拡大を図ることとする。

本市においても、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「大館市木材利用基本方針」に基づいて策定した「大館市木材利用促進計画」を基に、木材加工・流通業者と建築設計業者のグループ化を推進し、建築物一般への木材利用、特に地域材の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心とした木質資材の活用を推進するものとする。

【大館市木材利用促進計画】

「大館市木材利用基本方針」に基づき、令和３年３月に「大館市木材利用促進計画」を策定。本計画の目的を達成するため、次に掲げる施策に取り組みこととする。

市が整備する公共建築物の木造化及び内容木質化の推進

公用備品等における木製導入の推進

公共土木事業等における木材利用の推進

住宅・非住宅への木材利用の推進

木質資源の多面的利用推進

都市部等との連携による木材利用推進

木育の推進

「木の文化」を活かした「木のおもてなし」の推進



公用備品等における木製導入の推進
（ネームプレート）



公共土木事業等における木材利用の推進
（岩神ふれあいの森 CLT木橋）

(1) 木材流通の合理化

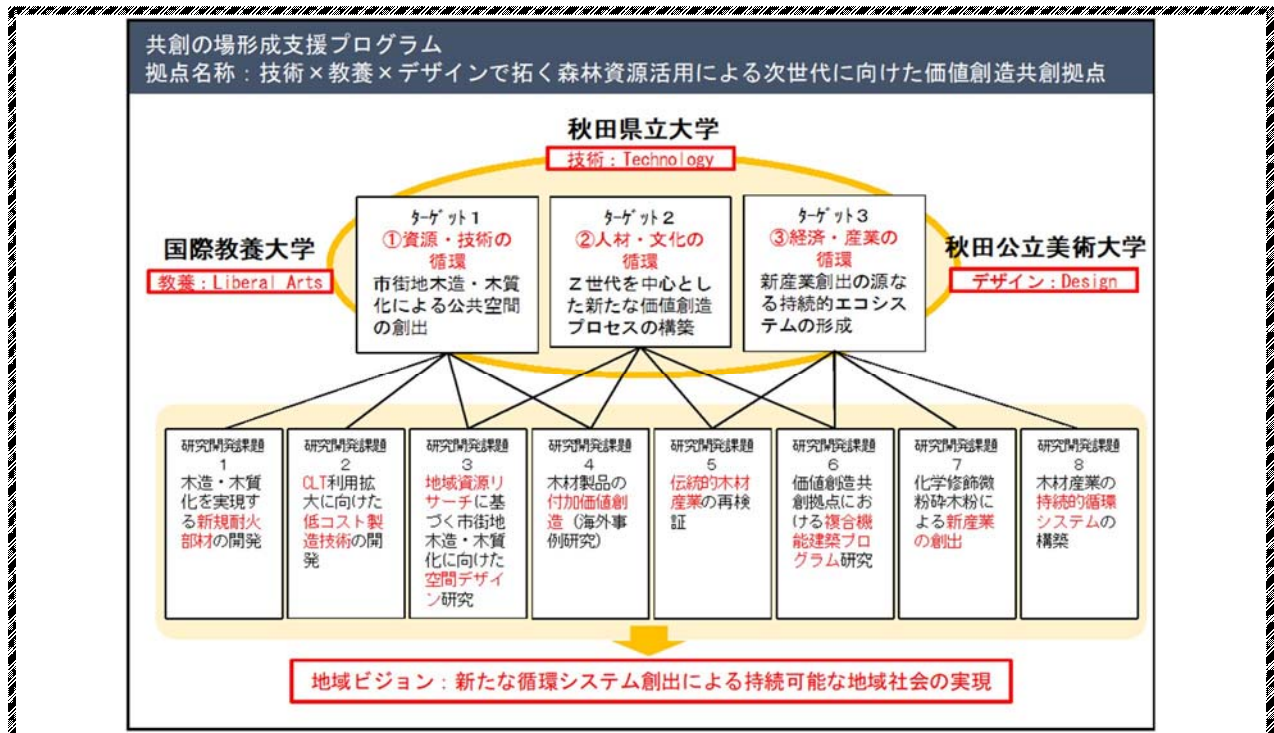
原木市場については、価格形成、需給調整、機能の向上を図ることで、多様なニーズに応じた流通体制を整備するとともに、山土場から近隣の製材工場等への直送システムによる効率化を進めることで、原木の安定供給体制を構築する必要がある。



原木市場（釈迦内字野崎）

(2) 生産体制の整備と利用の促進

市内及び周辺地域の製材工場は役物製材主体から一般材製材へとシフトしてきており、品質・性能の確かな製品を供給する取組みを進める必要があるため、秋田県立大学木材高度加工研究所等との連携を進め、同研究所が行う研究への協力や「共創の場」形成など産学官連携の取り組み支援により、木材加工の高度化と付加価値向上に取り組む。



(3) 関係者の合意形成

米代川流域林業活性化センターが中心となり、令和5年から新たにスタートする「米代川流域森林・林業活性化プロジェクト」に基づき、川上から川下までの林業・木材産業が一体となって合意形成に努め、付加価値の高い木材・木製品を安定的に供給できる基地づくりを目指す。

4 その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たすため、山村振興の観点からレクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進することとする。

また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等、森林の施業の合理化を進めることとする。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業に関する技術及び普及・指導に関する事項

森林管理署及び森林組合等林業事業体との連携を強化し、保育の遅れた林地の調査を実施し、林家の啓蒙等を実施する。

また、森林施業共同化重点的实施地区にリーダーを配置し、地区林家への技術及び知識の普及を図る。

(2) 秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成15年4月施行）に関する こと

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション・文化機能」などの森林の公益的機能を考慮して、「第3 森林整備の基本方針」や「第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施する。

健全な生態系の回復・維持

ア 著しく標高の高いところなど、土壌条件、気象条件の悪い箇所に植栽されたスギ人工林については、混交林に誘導することとし、スギによる更新は原則として行わない。

イ スギ人工林にあっては、自然侵入するホオノキ、ミズキ、ウダイカンバなど有用広葉樹を育成し、森林構造の多層化を図る。

生物多様性の確保

ア 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林においては、在来の広葉樹林や天然生林として保全する。

イ 広葉樹林への誘導にあたっては、尾根筋においては、種子源となる樹種を保全するとともに、野生生物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保する。

ウ 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を回避する。

エ 「第2の1」の人工造林に関する事項、「第2の2」天然更新に関する事項の指針に基づき、伐採後の適切な更新を図る。

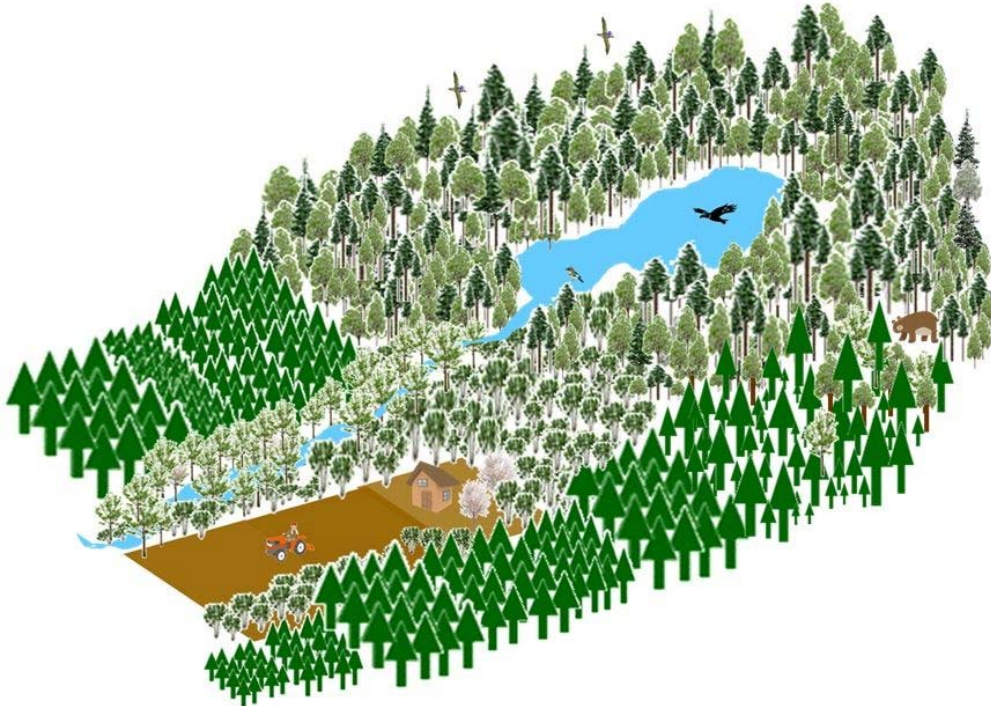
(3) 秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年4月施行）に関する事項

水源森林地域は、水源かん養保安林、大館市森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、地域住民、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、指定することとする。

指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととする。

(4) 野生動物による被害防止

頻発するクマ被害の対策と、今後想定されるイノシシ被害の抑止のため、人との棲み分けを図るために通学路や主要道沿いの森林に対する緩衝帯の整備や、里山林の再生に向けた針広混交林化への誘導、広葉樹林の再生を推進することとする。



< 望ましい森林の姿のイメージ >

(出典：森林施業プランナーテキスト改訂版 (森林施業プランナー協会))

(5) 保安林その他法令により制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

(6) 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意することとする。

保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外への転用は行わないものとする。

保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用及び景観等の生活環境条件を勘案し、次の４点に留意した上で、森林の適正な利用を図ることとする。

- ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- イ 水害を発生させるおそれがないこと
- ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
- エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準の遵守など、県と連携して災害の防止に努める。

（７）市有林の整備及び活用等に関する事項

市有財産としてこれまで管理してきた市有林について、計画的な森林施業を実施し、健全な森林の育成による森林の多面的機能の向上と豊富な森林資源の有効活用等による持続可能な森林経営に努める。持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、その基準・指標を参考として管理経営に努める。

伐採等事業の実施について

伐採等事業の実施は、林業事業体等への請負や委託により進めるとともに、事業体育成のため、計画的・安定的な事業発注に努める。

伐採については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、間伐を適切に実施する。また、適切な主伐・再造林により、森林資源を有効にしつつ、人工林の齢級構成の平準化を図るとともに、天然更新も活用しながら健全で多様な森林へ誘導する。このほか、効率的に事業を進めるため、実施箇所の団地化、低コストで壊れにくい路網整備、列状間伐の実施等に積極的に取り組む。

更新については、コンテナ苗を活用しつつ、伐採と造林を一体的に行う一貫作業システムの実施により、低コスト化を図るよう努める。

保育については、画一性を排し、造林木の生育状況など現地の実態に即した効果的な作業の時期・方法の採用により、低コスト化を図るよう努める。

市有林の活用について

市有林の活用にあたっては、本市の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農村漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等により、地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

また、各種研修、大学・試験研究機関等の学術研究のためのフィールドとして提供するよう努める。

(別表 3)

基幹路網の整備計画 総括表

区分 地区	開設／新設・改築			拡張			備考
	路線数	延長 (k m)	利用区域面積 (h a)	改良 箇所数	舗装		
					路線数	延長 (k m)	
大館	11	12.0	3,696	5	2	0.3	
比内	10	6.5	890	16	1	6.0	
田代	5	5.0	571	17	1	3.2	
合計	26	23.5	5,157	38	4	9.5	

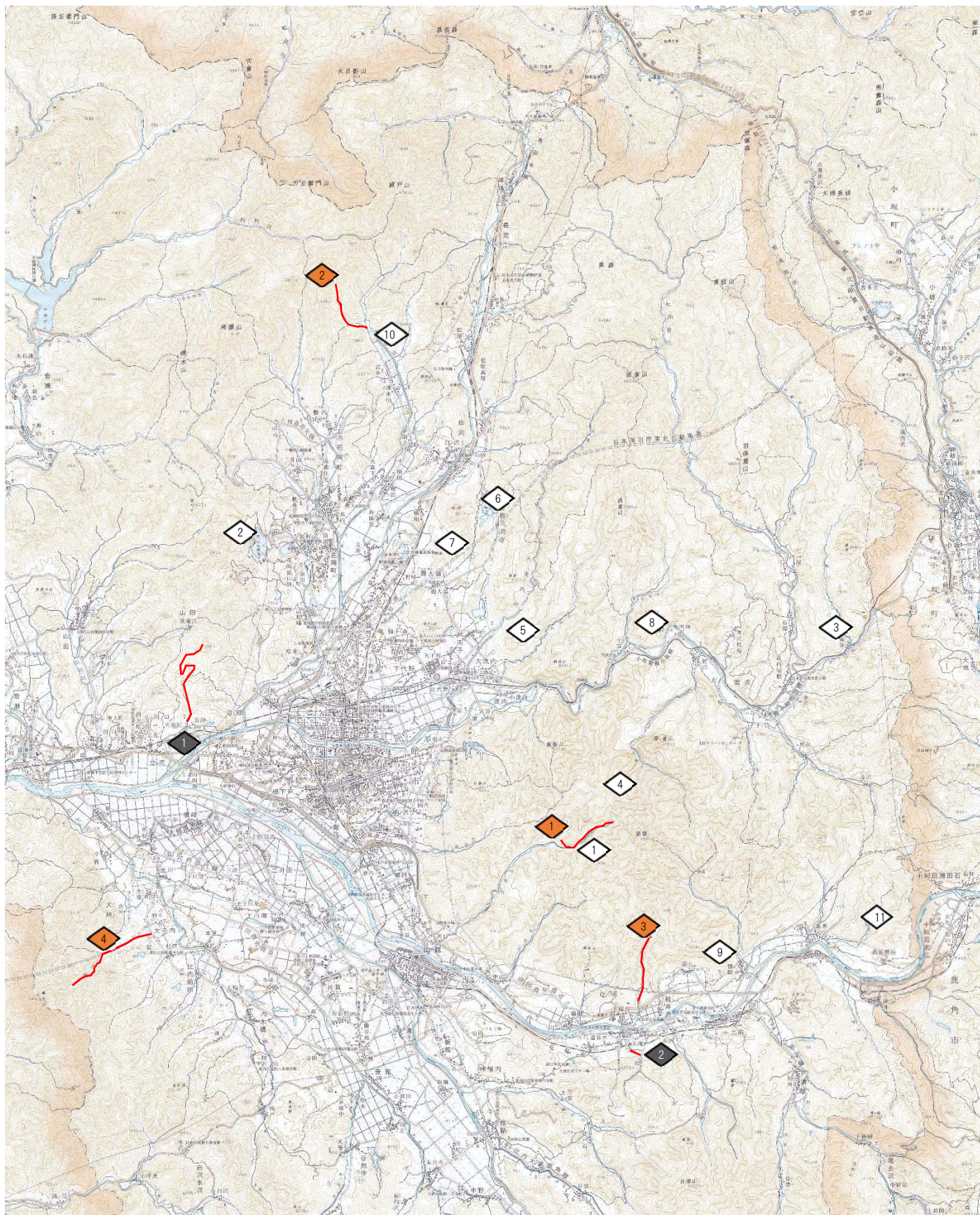
(別表3) 基幹路網の整備計画 (開設／新設・改築)

(大館地区)

種類	(区分)	路線名	延長 (k m)	利用区域 面積 (h a)	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備考
自動車道	林業専用道	山館	1.0	117	○	◇1	
自動車道	林業専用道	滝ノ沢	1.0	78		◇2	
自動車道		鰻沢	0.5	93		◇3	
自動車道		山新	2.0	1,550		◇4	
自動車道		上茂内	1.0	825		◇5	
自動車道		釈迦池	1.0	210		◇6	
自動車道		城ヶ森	1.0	340		◇7	
自動車道		大明神	1.0	88		◇8	
自動車道		猿間	1.0	210		◇9	
自動車道	林業専用道	数馬	1.0	54	○	◇10	
自動車道	林業専用道	沼田	1.5	131	○	◇11	
小計		11路線	12.0	3,696			

基幹路網の整備計画（別表 3 関係）

位置図（大館地区）



< 地図（出典国土地理院） >

別表 3



匠と歴史を伝承し
誇りと宝を力に変えていく
「未来創造都市」

大館市産業部林政課森林整備係

〒017-0897 秋田県大館市字三ノ丸 13-19

TEL: 0186-43-7147 / FAX: 0186-49-3133

E-mail: sinrin@city.odate.lg.jp